

相模原市監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき秘書課及び会計課並びに消防局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年10月4日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

(1) 事務局による監査手続

平成31年4月26日から令和元年10月2日まで

(2) 監査委員による監査実施日

令和元年10月3日

3 監査の対象

(1) 対象部局

秘書課及び会計課並びに消防局

(2) 対象年度

平成30年度及び令和元年度。ただし、必要に応じて平成29年度以前分を対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査実施課

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目、予算の執行状況並びに令和元年度包括外部監査の対象事務等を考慮し、執行済額が高額な事務事業及び科目等から選定した。

監査対象事務	監査実施課
(1) 消防手数料の徴収に関する事務	危険物保安課
(2) 委託料の支出に関する事務	会計課、消防総務課、救急課、指令課
(3) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	秘書課、会計課、消防総務課、予防課、警防課、救急課

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 消防手数料の徴収に関する事務	徴収が適正に行われないリスク	ア 事務処理で法令等に違反するものはないか。 イ 領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。
(2) 委託料の支出に関する事務	契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
(3) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 算定及び支出は適正に行われているか。 イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。

3 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

支出負担行為書、契約書、請求書、支出命令書、補助金交付決定書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

会計課、消防総務課及び指令課の所属長等に対してヒアリングを実施し、

見解等を聴取した。

4 監査の結果

(1) 秘書課

秘書課における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

(2) 会計課

ア 指摘事項

会計課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。

(ア) 市税等の電子納付・コンビニエンスストア及びクレジット収納に係る業務委託において、相模原市個人情報取扱事務委託基準(平成17年4月1日施行。以下「委託基準」という。)に定める契約上の措置例(市が個人情報の取扱いを外部に委託する場合に、その適正な取扱いを確保するため契約上に措置すべき事項として例示したものをいう。以下同じ。)のうち、作業場所の特定、守秘義務、定期報告及び緊急時報告、監査及び検査、事故時の対応並びに契約解除に関する事項が契約書に定められておらず、受託者に対し作業場所の特定及び守秘義務に関する報告書の提出を求めていなかった。

(イ) 口座振替データ伝送サービス業務委託において、委託基準に定める契約上の措置例のうち、作業場所の特定、守秘義務並びに定期報告及び緊急時報告に関する事項が契約書に定められておらず、受託者に対し作業場所の特定及び守秘義務に関する報告書の提出を求めていなかった。

もとより契約書は、契約上の疑義や紛争による不測の損害が生じること等を防止する目的で、契約当事者双方の合意内容を明らかにするために作成される文書であり、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置については、契約の実態に即して相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号)に基づき委託基準に定める契約上の措置例に準拠し契約書類に明記することが不可欠である。さらに、当該措置に基づき市に対し書面による申請又は報告を要する事項に関しては遺漏なく受託者に行わせ、市は必要に応じて承認等の手続を執らなければならない。

今後は、改めて個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の適正な取扱

いに関する必要な措置が確実に講じられるよう契約書類の記載内容を精査するなど、委託料の支出に関する事務を適正に執行されたい。

イ 会計課におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

(3) 消防局

ア 指摘事項

消防総務課の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、相模原市消防団運営交付金において次のような事例が見られた。

(ア) 相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「補助金規則」という。)に基づく補助金等の額確定通知書(以下「通知書」という。)を消防団に通知していなかった。

(イ) 補助金規則に基づく補助事業等実績報告書の添付書類に計算誤り、記載漏れ及び誤記が散見された。

補助金規則では、補助事業等実績報告書等の審査により補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し適合すると認めるときは、交付すべき補助金額等の額を確定し、通知書により当該補助事業者等に通知する旨が規定されている。今回の事例では交付金額そのものに誤りはなかったものの、審査に付された書類には誤り等が散見され、補助事業の成果が交付決定の内容等に適合することを示す通知書を発出することなく支出に関する事務を完了していたことは、補助金等の支出における公益性、公平性及び透明性の確保という観点において、疑念を生じさせかねない不適正な事務処理と言わざるを得ない。

今後、補助金等の支出に関する事務の執行に当たっては、改めてその重要性を認識し、関係書類の記載内容を精査・確認するとともに、事務処理方法や確認体制を見直すなど、再発防止に取り組まされたい。

イ 注意事項

指令課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、デジタル消防救急無線設備保守委託において、契約書の別紙「平成30年度デジタル消防救急無線設備保守費用年間明細」及び仕様書の別表「保守対応機器等一覧」に記載された保守対象機器の数量に誤りが見られた。また、契約相手方から提出された見積書においても数量に記載誤りがあるにもかかわらず、そ

のまま受領していた。さらに、支出負担行為書に添付されていた契約書案に誤りが判明したため、決裁権者へ報告するとともに修正した契約書により契約を締結したが、決裁文書に添付された契約書案の修正を怠ったことから契約書案と契約書の内容が相違していた。なお、記載誤り等による契約金額及び支払金額への影響はなかった。

今後、委託に係る契約事務の執行に当たっては、改めてその重要性を認識し、関係書類の記載内容の確認を十分に行うことにより、適切に事務を執行するよう注意する。

ウ 消防局におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

5 意見

市が個人情報の取扱いを外部に委託する場合の契約について確認したところ、委託基準に例示された措置のうち、守秘義務、事故時の対応、契約の解除など個人情報の適正な取扱いを確保するための事項が契約書に定められていなかったことから指摘事項としたところであるが、契約担当課においては、委託基準に定める契約上の措置例と同様の内容が受託者の定める利用規約や業務遂行に当たり準拠するガイドライン等に示されている場合には、契約書類に記載する必要がないものと認識していた。

委託基準には、「契約上の措置例」を基準とし、契約の実態に即して、適宜必要なものを追加し、不要なものを削るなどして個人情報の保護のための措置を講じていく旨の記載があることから、契約上の措置例には取捨選択の余地があるものと解されるが、当該選択の判断は契約事務を所管する各課に委ねられている。

今後、個人情報保護に関する事務を所掌する情報公開課及び情報セキュリティに関する事務を所掌する情報政策課においては、個人情報の取扱いを外部に委託する場合に措置を講ずべき必須の事項や契約の実態に即して不要と認められる事項を例示するなど、契約事務を所管する各課が委託基準を正しく理解し適切に運用できるよう必要な支援について検討されたい。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として「監査の結果に基づき措置が講じられた事項等について」をテーマに定め、監査を行った。

2 監査の目的

地方自治法第199条第12項の規定により、監査委員から監査の結果に関する報告を受けた市長等が当該監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとされており、この通知の中で、指摘を受けた不適正な事務処理の原因を明らかにした上で是正又は改善のための具体的な取組等が示されることとなっている。

しかしながら、過去に指摘された事項については是正又は改善の措置を講じたとして通知があったにもかかわらず、後年度の監査において依然として同様の不適正な事務処理が判明するといった事態が生じている状況にある。監査の指摘事項等については全庁周知を行うとともに、指摘が多い事項について研修、事務点検等により対応が図られているところではあるが、過去の監査結果が教訓として生かされていないと言わざるを得ず、是正又は改善のための取組等が継続して実施されていないことは更に重大な事務処理誤りにつながり、市政に対する市民の信頼を著しく損なうことになりかねない。

こうしたことから、指摘事項等に対して講じられた措置が継続的に実施されているかを主眼に調査検証を行うことにより、適正な事務の継続的執行を確保し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として行政監査を実施した。

3 監査対象事務及び監査実施課

監査対象部局に対して平成28年度に実施した定期監査及び行政監査並びに平成29年度行政監査「平成28年度に実施した定期監査等の結果に基づき措置が講じられた事項の取組状況について(第1期単独)」の結果を考慮し、選定した。

(1) 交際費の支出に関する事務

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
秘書課	・前渡金管理者とする場合に必要な会計課長の承認を受けていない	○「前渡金取扱事務の手引き」等を再確認 ○課内事務マニュアルの改定

(2) 委託料の支出に関する事務

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
消防総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書、請求書等と仕様書との水質検査項目数の相違 ・水質検査の実際の検査項目数と業務報告書、請求書等の検査項目数との相違 ・検査項目数が同数にもかかわらず異なる金額の請求書による支払 	<ul style="list-style-type: none"> ○月額表を適正な検査項目数に改め、検査不足の項目について追加検査の実施 ○所属長から適正な事務処理について注意喚起 ○現契約書について、検査項目の具体的な数量などを記載した覚書の委託業者との取交わし <p>検査検収用のチェック表を新たに作成し、業務報告書、請求書等が適切に記載されているかなど複数職員で確認できるように、チェック体制を強化</p> <p>庁舎管理業務及び関係法令に関する講習会を開催</p> <p>講習会で得た知識を職場内でも共有できるように、講習会受講者から職場内の職員全員に周知</p>
救急課	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書への監督及び検査についての記載漏れ ・概算払した委託料について、精算報告書に詳細な執行内容が記載されていないにもかかわらず同額で精算 	<p>平成 2 8 年度の契約書に検査検収の規定を追加し、毎月の報告書において、履行状況の確認及び検査検収が適正に行えるよう改善</p> <p>平成 2 8 年度の見積金額について、詳細な内訳の確認を実施し、適正な見積りであることを確認</p> <p>毎月の報告書について、車両費及び消耗品費の執行状況、払出状況などの詳細が確認できるよう報告様式を改訂</p> <p>適正な精算を行うため、報告書受領時のチェックリストを作成し、複数職員による確認、決裁処理を行うよう、事務処理過程における確認作業を強化</p> <p>契約事務に対する職員の知識向上のための研修を実施</p> <p>課長から課内職員に対し、業務に必要な</p>

		な知識を習得し、正確な事務処理を行うことなどについて指導
--	--	------------------------------

(3) 火災予防の査察に関する事務のうち、特に不特定多数の者が利用する防火対象物に関する査察について

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
相模原消防署警備課、相模原消防署査察指導課	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査による指導後の回答書が多数未提出 違反の是正促進への一層の取組 	<p>署長通知を発出し、違反對象物の関係者への指導継続及び査察執行管理の重要性について周知・徹底</p> <p>査察執行管理及び違反是正指導の重要性について共通認識を図るため予防査察業務に携わる署員全員に署内研修を実施</p> <p>「査察執行管理マニュアル」を活用し、迅速かつ的確な事務処理を行うよう改善</p> <p>査察執行管理者及び副査察執行管理者による進行管理のチェック体制の強化を図り、毎月違反是正状況の報告を求め、査察執行管理者等が回答書の提出状況等を確認するよう改善</p>
南消防署警備課、南消防署査察指導課	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査による指導後の回答書が多数未提出 違反の是正促進への一層の取組 	<p>査察執行管理者を対象とした研修を実施し、査察業務の重要性、違反是正促進の手順等を再確認</p> <p>統一した査察執行管理表を作成し、全職員による情報の共有化及び査察執行管理者等による事務の進行管理の徹底</p> <p>警備課と査察指導課の連携強化を図りチェックの精度を向上</p>
北消防署警備課、北消防署査察指導課	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査による指導後の回答書が多数未提出 違反の是正促進への一層の取組 	<p>査察執行管理体制の強化を図り、是正促進への取組を図るため「査察執行管理の強化について」の署長通知を発出</p> <p>回答書が提出されない場合には、提出されるまで電話等により促進を継続することを再徹底</p> <p>査察執行管理表により査察執行管理者が指導項目ごとに進捗状況を管理し、促進漏れを防止</p> <p>毎月、査察執行管理表により、進捗状況を査察執行管理者へ報告し、進行管</p>

		理を強化 違反是正事務の重要性など、職員の意識改革を図るため全職員を対象とした予防研修を実施
津久井消防署警備課	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査による指導後の回答書が多数未提出 ・違反の是正促進への一層の取組 	<p>署員全員が適正な執行管理と早期是正の重要性について理解を深めるとともに、共通認識を図るため「火災予防査察に係る執行管理等の徹底について」の署長通知を发出</p> <p>指導事項のある事業所の関係者に対し、電話等により継続して指導することを再徹底</p> <p>回答書の報告期限、是正促進状況等を違反是正確認表により遺漏なく管理し、その状況を査察執行管理者に毎月報告違反是正や継続指導の重要性について周知し、署員の意識の向上を図るため予防業務研修を実施</p>

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第23条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
指摘事項等となった不適正な事務処理が再発するリスク	<ul style="list-style-type: none"> (1) 指摘事項等となった不適正な事務処理が発生した原因の分析がなされているか。 (2) 規則、要綱等に基づき事務処理の手順が適切に整備され運用されているか。 (3) 決裁責任者の決裁や確認がなされているか。 (4) 制度、法令、規則等への理解を深める取組がなされているか。 (5) 人事異動や組織改正等に伴う引継ぎは適切に行われているか。

5 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法

を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

講じられた措置等が継続して取り組まれ、事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 交際費の支出に関する事務

前回注意事項の改善状況、課長が指定する前渡金管理者に係る承認申請書、秘書課庶務担当者用事務概要、市長交際費支出基準、交際費一覧、交際費支出明細書(兼)前渡金受払簿 等

イ 委託料の支出に関する事務

前回指摘事項の改善状況、仕様書、見積書、契約書、請求書、業務報告書、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、各種届出書、契約事務に係るチェックリスト 等

ウ 火災予防の査察に関する事務のうち、特に不特定多数の者が利用する防火対象物に関する査察について

前回検討すべき事項の改善状況、査察執行管理表、違反是正促進状況表、消防OAシステム 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

6 監査の結果

今回の行政監査において、秘書課及び消防局における平成28年度定期監査及び行政監査の結果に基づき措置等が講じられた事項について、是正又は改善のための取組等が継続して実施され、適正な事務の継続的執行が確保されているかを主眼として書面調査及び聞き取り調査を実施した。

その結果、調査に当たり確認した各種書面及び聴取内容の限りにおいて、指摘事項等となった不適正な事務処理について、その発生原因の分析は適切に行われ、それに基づくマニュアルやチェックリスト等の整備・運用、決裁時における確認の徹底、研修及び実務におけるOJTによる制度、法令、規則等への理解等、再発防止に係る所要の取組が継続的に実施されていることを確認した。

引き続き、関係諸規程に準拠した適正な事務の執行に努めるとともに、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に向けた取組をより一層進められたい。